

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社に採用され、電話オペレーターとして勤務していたが、平成〇年〇月〇日の業務終了後の帰宅途中、自宅最寄り駅であるC駅から徒歩で自宅に向かう途中に、足を滑らせて転倒し負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、当日救急車でD病院に搬送され「腰部打撲」と診断され、その後、同月〇日にE病院に受診し、「第1腰椎椎体骨折、慢性疼痛」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療後の平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後に障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、勤務先から帰宅途中に足を滑らせ転倒し、本件傷病を負ったものであるが、治ゆ後に腰部及び臀部に痛みなどが存在する旨主張しているため、請求人に残存する障害の程度について、「障害等級認定基準」(労働省(現厚生労働省)労働基準局長通達昭和50年9月30日付け基発第565号。以下「認定基準」という。)に基づき、請求人の主張及び関係医師の医証から以下のとおり検討することとする。

(1) まず、請求人の本件傷病を診断し、平成○年○月○日をもって治ゆと判断した主治医のF医師は、請求人の腰部痛等の原因とされる椎体の変形について、平成○年○月○日労働基準監督署受付の意見書において、「第1腰椎：前方椎体高13mm、後方椎体高29.4mm」と所見している。

当審査会としては、F医師の所見から、請求人に残存するせき柱の変形障害は、認定基準の「X線写真等によりせき椎圧迫骨折等を確認することができ、前方椎体高と後方椎体高の差が、後方椎体高の50%以上であるもの」に該当するものと判断し、障害等級準用第8級「せき柱に中程度の変形を残すもの」と相当するものと判断する。

また、請求人の胸腰部の可動域について、F医師は平成○年○月○日付け障害給付支給請求書裏面の診断書において、「左右側屈15°、伸展5°、屈曲15°、左右回旋20°」と評価している。

当審査会としては、上記F医師の診断から、請求人に残存するせき柱の運動障害は、認定基準の「X線写真等によりせき椎圧迫骨折等を確認することがで

き、胸腰部の可動域が参考可動域の2分の1以下に制限されているもの」に該当するものと判断し、障害等級第8級の2「せき柱に運動障害を残すもの」に相当するものと判断する。

(2) 次に、請求人は、臀部に痛みとしびれがある旨主張している。この点について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け療養内容についての回答書において、要旨、「第1腰椎骨折部の骨癒合は得られていると思われるが、慢性的な腰痛が続いている。」と述べている。また、同医師は、平成〇年〇月〇日付けの診断書においても、要旨、「第1腰椎は圧潰して骨癒合が得られている。このため腰痛が慢性化し難治化したものとする。30分くらい座っていると腰痛が強くなり我慢できなくなる。立位、歩行も1時間以上で腰痛が増強する。」と述べており、請求人の臀部の損傷及び臀部の痛み等を認めておらず、これらの医証からは請求人自身が臀部痛等を訴えた形跡もみられない。

また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「請求人は、(障害認定時の)予診表では、座位姿勢では臀部痛が生じるとしているが、臀部の筋萎縮を来した際には、座位姿勢で圧迫障害を生じる状態が出現することがあり、骨盤出口での梨状筋症候群のような坐骨神経圧迫障害や坐骨結節部、仙骨及び尾骨の圧迫による疼痛などの病態が考えられる。臀筋の筋萎縮は骨盤部や臀部の画像に損傷所見がないことから、第1腰椎圧迫骨折に関連した症状と判断され、監督署長の判断は妥当である。」と鑑定意見を述べている。

当審査会としても、念のため、請求人から提出されたMRI画像を読影したところ、請求人の臀部には損傷所見は認めなかったことから、請求人の臀部の痛み等に対しては、腰部からくる痛み等とは別に請求人に残存する障害として評価することはできないものと判断する。

(3) 以上、検討した結果、本件傷病により請求人に残存する障害の程度は、①「せき柱に中等度の変形を残すもの」(準用第8級)、②「せき柱に運動障害を残すもの」(第8級の2)であるところ、認定基準に照らし、上位の等級である障害等級第8級であると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第8級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。